

重要事項調査議員団（第一班）報告書

団	長	参議院議員	有村	治子
		同	磯崎	仁彦
		同	長峯	誠
		同	徳永	エリ
		同	上田	勇
同	行	委員部副部長	鎌野	慎一
		参事	佐々木	健

一、始めに

本議員団は、令和六年九月四日から十一日までの八日間、フィンランド共和国、ベルギー王国及び国際機関における安全保障・防衛政策及び域外協力等に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察のため、両国を訪問した。

主な日程は次のとおりである。

九月四日（水）

成田発

九月五日（木）

ヘルシンキ着、在フィンランド日本国大使館、メリハカシエルター、消防学校、ヘルシンキ市、ハイブリッド脅威対策センター

九月六日（金）

国会・内務委員会、内務省、ヘルシンキ大学アレクサンテリ研究所、国会・フィンランド・日本友好議員連盟、国防省、国防軍

九月七日（土）

軍事博物館、在留邦人（日本人会・日本人商工会）、ヘルシンキ発、ブリュッセル着

九月八日（日）

在ベルギー日本国大使館（北大西洋条約機構日本政府代表部を兼轄）、欧州連合展示場、在留邦人（日本人会）

九月九日（月）

北大西洋条約機構本部、欧州委員会環境総局、欧州議会、欧州対外活動庁、欧州連合日本政府代表部、在留邦人（Japan Business Council in Europe）

九月十日（火）

蘭語系ブリュッセル自由大学、ブリュッセル発（ロンドン経由）

九月十一日（水）

羽田着

以下、調査の概要を報告する。

二、フィンランド

(一) メリハカシェルター

フィンランドでは、第二次世界大戦前から有事に備えた民間防衛シェルターの設置が開始された。冷戦期はソビエト連邦（ソ連）との関係維持のため中立政策をとる一方で、ソ連への警戒からシェルターの設置は続けられた。冷戦後もロシアに対する警戒が解かれることはなくシェルターが維持されたことから、二〇二四年時点で全国に五万五百のシェルターが存在し、人口五百六十万人のうち四百八十万人を収容する能力を有している。

議員団は、ヘルシンキ市のトミ・ラスク市民防衛教官の案内により、市内のメリハカシェルターを視察した。同氏からの説明の概要は次のとおり。

本シェルターは、二〇〇三年に建設され、地域住民六千人の収容が可能であり、通勤客や観光客も利用できる。施設内の設備は、人力で操作できるものとし、いかなる状況でも機能するようにしている。出入口には二重扉を設置している。外側の扉は外部からの爆風から守り、六バール（約六気圧）の圧力に耐えられる。もう一方の内側の扉は気密性を高め有害物質の侵入を防ぎ、扉の接合部も有害物質への耐性がある素材を使用している。また、二つの扉の間には有害物質の除染エリアを設けており、有事には市の職員や訓練を受けたボランティアが有害物質を水で洗い流す作業に従事する。

シェルターでは人間の生存に不可欠な空気と水だけが提供される。食料や寝具は収容者が自宅から持参することになっている。また、簡易トイレが備蓄され、脱臭のための空調設備も備わっている。収容者は、勤務班、休息班、非番の三班をローテーションし、勤務班が、排せつ物を外に運び出す。

シェルター内では、平時は、食品やスポーツ用品を扱う売店、スポーツ施設、駐車場等が営業し、市はこれらの施設からテナント収入を得ている。有事には、これらの施設の設置物は、七十二時間以内に撤去することになっている。

説明を聴取した後、質疑を行った。収容者向けの食料の備蓄については、あらかじめ各戸で備蓄すべきものが定められており、食料や毛布はそれらに該当する旨、病院の入院患者の避難については、本シェルターでは緊急応急処置しかできず、各病院にもシェルターが備わっていることから、患者には極力病院に戻ってもらう旨、ペットの同伴の可否については、ペットは慣れ親しんだ場所に残るのが望ましく同伴は認めていない旨、回答があった。

(二) 消防学校

議員団は、トミ・ラスク市民防衛教官の案内により、ヘルシンキ消防学校を視察した。同氏からの説明の概要は次のとおり。

同校では、本年から全国の消防士向けに訓練を実施しており、現在四クラスが置かれている。また、同校のシェルターでは、平時は、地域防衛に関する研修を

実施している。フィンランドでは、建物の面積が千二百平方メートル以上の場合、建物の所有者は、法令でシェルターの設置・維持・運営が義務付けられている。こうした所有者等が研修に参加し、フィンランド国防軍の活動や民間防衛等を学んでいる。十二時間の講義が行われる標準的な研修課程のほか、復習課程や実務研修課程も設けられている。

説明を聴取した後、質疑を行った。研修の受講を促すための仕組みについては、受講は義務であり、受講者も有事に備える必要性を理解して研修に参加している旨、防衛に関する国と市の役割分担については、自治体は地理情報等について国に提供している旨、回答があった。

（三）ヘルシンキ市

議員団は、ヘルシンキ市を訪問し、ユハナ・ヴァルティアイネン市長から、民間防衛等について説明を聴取した。概要は次のとおり。

フィンランドは、二〇二二年にウクライナで戦争が生起する前から有事への備えを進めてきた。平和を維持するためには、物理的な備えとともに、有事における社会の行動について考えておくことが重要である。国家レベルでは、年に四回、政治やビジネス、地域等の各分野の指導的立場にある者を五十名ほど集め、国防に関する研修を実施している。同研修では、フィンランドの歴史や有事における社会の機能、国防政策等について学んでいる。自治体レベルでは、有事において住民に警告するとともに、シェルターに住民を収容する等の役割を果たす。

ヘルシンキ市では、六人のフルタイム勤務の市職員と約千人のボランティアが市の民間防衛を担っている。市のシェルターは、六十八万人の人口に対し、九十万人の収容が可能であるが、ウクライナ戦争を受け、拡張に向けた見直しを行っている。また、シェルターは五十年でライフサイクルを終えることから、更新のコストが課題となる。

説明を聴取した後、質疑を行った。有事に備えたシェルターの整備に係る国民のコンセンサス形成の在り方については、第二次世界大戦において単独でソ連と交戦した経験やロシアが隣国であるという地理的關係等から、国民に自助努力の意識が定着している旨、二〇一四年のロシアによるウクライナの一部であるクリミア半島の一方的な併合と二〇二二年のウクライナ侵略で、西側諸国の対応が異なった理由については、二〇一四年時点では西側諸国はソ連崩壊によりロシアが民主主義国家に生まれ変わるとの幻想を抱いていたが、二〇二二年のウクライナ侵略では国を徹底的に破壊しようとの意図が顕著であったことが理由である旨、ウクライナ侵略を受けた対ロシア政策の転換に対する企業経営者等からの反応については、企業経営者等はロシアとのビジネス継続は不可能であると理解するとともに、ロシアとのビジネスは今後の気候変動対策の進展により不要となるオイル等の化石燃料が中心であり、特段の支障はないと認識している旨、回答があった。

ユハナ・ヴァルティアイネン市長との質疑後、トミ・ラスク市民防衛教官等の市の担当者と質疑を行った。

自らが避難すべきシェルターの場所に係る国民の理解度については、二戸以上のアパートでは、避難計画の策定及び五年に一度の避難訓練の実施が義務付けられることから、国民は基本的に自らが避難すべきシェルターの場所を把握している旨、フィンランドの兵役制度については、男性は徴兵があり、身体的又は精神的な特殊事情がある場合を除き、兵役の義務が課される（女性は志願制）。また、宗教上の事情等により兵役を拒否する者は、兵役の代わりに奉仕活動に従事する旨、北大西洋条約機構（NATO）加盟国に課せられる集団防衛義務への対応等については、市のレスキュー分野では新たな対応を想定していない旨、回答があった。

（四）ハイブリッド脅威対策センター

ハイブリッド脅威対策センターは、ハイブリッド脅威に対抗するための政府及び社会全体のアプローチを推進するための国際的で自律的なネットワークベースの組織である。ハイブリッド脅威対策に関する勧告やベストプラクティスの共有等を通じ、参加国の能力を構築することを主たる任務とする。二〇一四年にロシアがハイブリッド攻撃を駆使してクリミア半島を併合したことを契機として、二〇一七年に欧州連合（EU）又はNATOに加盟する九か国により設立され、現在、三十六か国が参加している。事務局はホスト国であるフィンランドの首都ヘルシンキに置かれ、年間予算四百二十万ユーロはフィンランドと他の参加国で折半している。

議員団は、同センターを訪問し、タピオ・ピューサロ国際部長等から、同センターの活動内容、ハイブリッド脅威をめぐる情勢等について説明を聴取した。概要は次のとおり。

脅威にさらされる様々なセクターに対し、自らのせい弱性の認識、脅威の早期検知、適切な対応等を促すことを目的として、ハイブリッド脅威分析のためのコンセプト・モデルを作成した。同モデルは、ハイブリッド脅威の構成要素を主体、手段、標的となる領域及び脅威となる活動のフェーズという四つの観点から説明し、各セクターによる各観点の関連性の特定等に寄与するよう設計されている。

ハイブリッド脅威をめぐる情勢については、世界的な情勢不安に付け込む権威主義国の増加、経済の相互依存関係の武器化、AI等の技術を利用した偽情報の拡散等により、ハイブリッド脅威環境は悪化している。具体的には、多くの領域における中露の連携や、グローバルサウスによる旧宗主国に関する批判的な言説の拡散等が挙げられる。

説明を聴取した後、質疑を行った。攻撃側に有利なサイバー攻撃の特性とルールの遵守やデュープロセス（法に基づく適正な手続の保障）を重視する西側諸国の対応の在り方については、外交政策の強化や経済制裁の実施、早期の脅威検知、

攻撃側の国民からの支援等が考えられる旨、同センターの対中認識については、ロシアとともに、経済、軍事、情報等の分野で影響力の行使をもくろんでおり、大きな脅威と捉えている。EU内で対中認識はデリケートな話題だが、自律的な組織である同センターは、事実を正確に発信していきたい旨、同センターへの日本の参加については、現在EU又はNATOの加盟国のみ参加が認められているが、日本から参加を希望する申出があれば検討したい旨、回答があった。

(五) 国会・内務委員会

内務委員会は、国会に設置された十七委員会のうちの一つとして、行政の全般的な組織と発展、公務員に関する法律、国内治安、国家文民危機管理能力等を所掌している。委員十七名及び副委員八名の計二十五名で構成される。

議員団は、同委員会を訪問し、マウリ・ペルトカンガス委員長等と民間防衛等について意見交換を行った。

議員団から、フィンランド等の一部の国を除き、国際的に認知度が低い文民保護のための特殊標章（国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関するジュネーブ諸条約第一追加議定書において、文民保護組織、その要員、建物、物品及び文民のための避難所を保護するためのシンボルは、オレンジ色地に青色の正三角形とすることが定められている。）に関し、日・フィンランドで連携して啓発活動に取り組みたいとの意見を述べたところ、フィンランドは、来年、欧州安全保障協力機構（OSCE）の議長国を務める予定であり、こうした機会を活用し、文民保護のための特殊標章の普及に尽力したい旨、回答があった。また、日本におけるシェルター整備に係る国民の理解増進の在り方については、幼少期からの教育、シェルターを身近な存在とするための工夫、社会全体での連携等が重要と考える旨、フィンランド国民が政治やメディアを信頼する理由については、安全保障では与野党の垣根を越えて協力していること、国防に関する研修に国会議員が参加し、社会の各分野の指導的立場にある者と議論を交わす機会があること等が考えられる旨、回答があった。

(六) 内務省

議員団は、内務省を訪問し、ヴェーラ・パルコ救助サービス局大臣アドバイザー（補佐官）等から、フィンランドの包括的安全保障モデル、内務省における民間防衛等について説明を聴取した。概要は次のとおり。

フィンランド政府は、武力紛争、感染症等の複数の有事シナリオ及びその対応計画を作成し、いかなる状況においても社会の重要な機能を確保するため、政府機関、企業、NGO、国民等の各プレーヤーに役割を与え、備えを行っている。こうした体制は、包括的安全保障モデルに基づき構築されている。同モデルでは、リーダーシップ、国際・EU活動、国防能力、国内治安・秩序、経済・インフラ・供給安全保障、人口・サービスの機能的安全保障及び心理的強じん性の七つが社

会の重要な機能と位置付けられ、それらは更に五十七のセクターに細分化される。内務省は、主に国内治安・秩序を担当し、そのうち民間防衛や有事への備えについては、救助サービス局が所管している。

フィンランドにおける救助サービスについては、国、地域及び自治体の三層構造で実施されている。現在、運用の改善に向けて組織の統合が進められている。

また、内務省は、EUの市民保護メカニズムに関する欧州議会及び欧州理事会の決定に基づき、軍事力行使や原子力発電所での事故といった国家に広く影響を及ぼすリスクを特定し、社会の重要な機能への影響を評価するリスク・アセスメントを実施し、その結果の概要を一般に公表している。

説明を聴取した後、質疑を行った。有事における国と自治体の権限関係については、非常事態法に基づく非常事態宣言が発出された後は、自治体は国に対し、異議申立てができない旨、国と自治体で意見が異なる場合に調整する仕組みについては、民間防衛においては両者の目標が一致しており、意見の対立は生じていない旨、回答があった。

(七) アレクサンテリ研究所

アレクサンテリ研究所は、一九九六年にヘルシンキ大学の一部門として設立された。同研究所は、フィンランド社会におけるロシア・東欧・ユーラシア研究を推進し、この分野で世界的に最もよく知られた研究機関の一つである。日本との間では、北海道大学との継続的な交流や、日本人研究者の受入れなどを行っている。

議員団は、マルック・キヴィネン前研究所長及びアンナ＝リーサ・ヘウサラ・ロシア・ユーラシア研究領域長を招いてワーキング・ランチを開催し、ロシアとウクライナの戦争に係る分析等について説明を聴取した。概要は次のとおり。

フィンランドはこれまで八十年近く中立を保ってきたが、二〇二二年のウクライナでの戦争を契機として安全保障政策を大きく転換し、NATOに加盟した。一九九〇年代のタジキスタン内戦以降、我々が欧州と認識する地域では、大規模な戦争はなかったことから、フィンランドにとってこの戦争は大変な衝撃であった。

この戦争が生じた根本的な原因として、ユーラシアにおける併合と欧州統合の二つの統合プロセスがある。ロシアは、ソ連の一部であったウクライナが西側に傾斜する動きを受け入れることができなかった。

ロシアは、現時点でウクライナを完全には征服できておらず、その意味ではウクライナは戦争に勝利していると言えるが、戦争がどのように終結するかは誰にも分からない。今後は二つのエスカレーションが想定される。一つは、ベラルーシ等の周辺国が戦争に巻き込まれる水平的エスカレーションである。もう一つは、核兵器が投入される垂直的エスカレーションである。ロシアが核兵器の投入によ

って米国に圧力を掛け、交渉に応じさせることが考えられる。欧州としては、核兵器の投入される事態だけは是非とも避けたい。

今後、ウクライナがいかに平和を勝ち取るかについては、過去のフィンランドとソ連の戦争と同様の解決を求めなければならないと考える。すなわち、前線をばん回した後や大規模な侵攻や占領が行われていない状況で終戦する必要がある。また、ウクライナを民主主義国家として再建するためには、社会の透明性や政府に対する信頼を損なう汚職の撲滅も行わなければならない。

説明を聴取した後、質疑を行った。今般の軍事行動は、戦争ではなく「特別軍事作戦」であるとのロシア政府の説明に対するロシア国民の反応については、内心では戦争と理解していても公言はできない。ロシアでは愛国心がないと言われるのは大きなレッテルとなる旨、ウクライナにおける汚職の状況については、他の旧ソ連構成国と同様に、社会全体に汚職がまん延し、国防予算の流用や、医師の診療、学校の入学においても賄賂等が見られる。また、他国が財政支援をしても不正に流用されてしまう旨、ロシアとの講和に際し、ウクライナ国民が許容できる内容については、フィンランドとソ連との講和条約では、フィンランドは敗戦国として扱われたものの、国家の独立は保った。ウクライナは、この水準を目指すことになるかと考える旨、回答があった。

(八) 国会・フィンランド・日本友好議員連盟

議員団は、国会を訪問し、フィンランド国会のマツ・ロフストロム・フィンランド・日本友好議員連盟会長等と日・フィンランド関係、安全保障等について意見交換を行った。

冒頭、先方から、フィンランド国会は、女性議員が四十六%、男性議員が五十四%という構成比となっている。フィンランドは第二次世界大戦後も有事への備えを維持した。防衛とは、軍事だけでなく、シェルターの整備や物流等を含むものと考えている。こうした考えの下、国家レベルで各分野の指導的立場の者に対し、国防に関する研修を実施し、防衛について幅広く学ぶ機会を設けている。小国であるため、当局間でリソースを融通し合っている。国を守るためには社会の分裂を避け、強い市民社会が必要である。日本は朝鮮半島に近く、同地域に関する知見を有することから、域外国は日本から学ぶことが多い。他方、フィンランドでは、ロシア語やロシア文化を学ぶ者が減少し、ロシアとの近さという強みが失われつつある。国際協力については、欧州の国だけではなく、米国やカナダ、ロシア、アジアの一部の国も加盟し、日本もオブザーバー（パートナー）として参加するOSCEの枠組みを通じて和平構築を進めることも考えられる等の発言があった。

その後、議員団から、文民保護のための特殊標章に関し、日・フィンランドで連携して啓発活動に取り組みたいとの意見を述べたところ、戦時においてもルールはあるが、守られなければ無秩序に陥る。ロシアは子どもに対しても攻撃を行

っており、そうした証拠を収集し、国際司法裁判所等と連携することも必要と考える旨、回答があった。

(九) 国防省、国防軍

議員団は、国防省を訪問し、ヤンネ・クーセラ防衛政策局長から、フィンランドの防衛政策、ウクライナ支援、他国との防衛協力等について説明を聴取した。概要は次のとおり。

フィンランドは、ロシアと国境を接するという地政学的環境から、国防に強い意識を有している。他方で、人口は五百六十万人に過ぎないことから、徴兵制を要し、包括的安全保障モデルに基づく社会全体でのアプローチを実施している。

フィンランドの防衛政策は、従来、軍事的には中立の立場を採用した上で、軍事力の維持、友好的パートナーとの協力及び隣国との機能する関係の三つを柱としてきたが、ロシアのウクライナ侵略以降は政策を転換し、NATOに加盟した。現在、ロシアは直接的な敵意は示していないが、フィンランドのNATO加盟を不愉快に感じている。ロシアがウクライナとの戦争で忙殺されている間に、防衛力を強化しなければならない。

NATOとの相互運用性は一定程度進展している。今後は、日豪NZ韓等のNATOのパートナー国や、北欧諸国、防衛協力協定を通じた米国との協力も推進していきたい。日本との間では、アジア太平洋の安全保障はフィンランドの安全保障にも影響を与えるとの認識から、二国間関係の重要性が高まっている。日本から東アジアに関する知見を得ていきたい。

ウクライナに対しては、NATOの枠組みを通じた軍隊の訓練や、二十三億ユーロに相当する物資の提供、電力網の修繕等の支援を行っている。

説明を聴取した後、質疑を行った。ロシアとウクライナとの戦争における今後のエスカレーションの可能性については、周辺国への戦争の拡大にはフィンランド及びスウェーデンのNATO加盟及び米国と英国の核の傘が抑止力として働いている。核兵器の投入は、ロシアと交流のある中国が核戦争は得策でないといさめるなど、ハードルが高いと見ているが、生物化学兵器の使用やザボリージャ原発への攻撃を懸念している旨、ウクライナ支援の在り方については、ロシアは各国がこれほどウクライナを支援できるとは思っていなかったのではないかと。今後、ウクライナが独立を維持できるか否かは、各国が一体感を持って支援を継続できるか、グローバルサウスや東南アジアが地域としてどのような政策を形成するか、ロシアがどのように行動するかなどによると考える旨、NATO加盟に対する国民の態度については、ロシアがウクライナに侵略する前は、NATO加盟を支持する国民の割合は二十%で、特に女性や若者は懐疑的な見方をしていた。また、NATO加盟を支持していた政党は一つしかなかった。侵略後は、国民の多くが加盟を支持し、反対する国会議員も全二百名のうち七名である旨、回答があった。

ヤンネ・クーセラ防衛政策局長との質疑後、国防軍のピア・アンヌッカ・ウリヴァーラ計画政策局上級参謀官から、軍の任務や構成、徴兵制等について説明を聴取した。概要は次のとおり。

国防軍は、フィンランドの領土及び国民の防衛、国境警備隊等に対する協力、国際的な平和活動への参加及び国際的な危機管理への参加を任務としている。こうした活動を実施するためには、徴兵や予備役等による国民の協力が必要となる。

兵力については、平時は、職業軍人八千人、徴兵一万六千人等で構成されるが、有事には予備役を動員し、陸軍十八万五千人、海軍二万四千人、空軍二万九千人等の二十八万五千人体制となる。

兵役については、十八歳に達した男性は、徴兵に応じることが求められ、半年から一年の間、兵役に服し、その後は予備役となる。女性は徴兵の対象ではなく、志願制である。

説明を聴取した後、質疑を行った。女性の兵役については、兵役を志願した女性は、入隊後三十日間は猶予期間が与えられ、その後は性別に関係なく兵役に服し、終了後は予備役となる旨、国防省と国防軍の予算配分については、現在の国防予算は国内総生産（GDP）比で二・三％に上るところ、その大半は軍に割り当てられている旨、回答があった。

（十）その他

議員団は、在フィンランド日本国大使館から現地情勢についてブリーフィングを受けるとともに、在留邦人（日本人会・日本人商工会）と現地の社会・経済事情、ビジネス環境等について意見交換を行った。また、スオメンリンナ島の軍事博物館において、フィンランドの独立、二度の対ソ連戦争、対独戦争等に係る展示物を視察した。

三、ベルギー

（一）NATO

NATOは、一九四九年にベルギーを含む十二の欧米諸国により設立された集団防衛組織であり、現在三十二か国が加盟している。本部はブリュッセルに置かれ、抑止と防衛、危機予防と管理及び協調的安全保障の三つを中核的任務とする。日本はNATOのパートナー国として位置付けられ、本年七月のNATO首脳会合に際しては、岸田内閣総理大臣がパートナー・セッションに参加し、日本を含むインド太平洋パートナーとNATOとの間でウクライナ支援やサイバー防衛等の旗艦事業に合意するなど、協力が進められている。

議員団は、NATO本部を訪問し、先方から、日・NATO協力等について説明を聴取し、意見交換を行った。なお、先方の要請により、NATO側対応者の職・氏名、説明及び質疑応答の具体的内容については本報告書に掲載しないこととした。

（二）欧州委員会環境総局

欧州委員会環境総局は、EUの行政部門である欧州委員会において、環境政策を所管し、環境と生物多様性の保護、人の健康へのリスクの最小化及び循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行の推進等に取り組んでいる。

議員団は、同局を訪問し、チョバナ＝ドルデア・サーキュラーエコノミー局長から、サーキュラーエコノミー分野における国際的ルール形成に係る取組等について説明を聴取した。概要は次のとおり。

再生可能エネルギーの利用に際して必要となるレアメタル等のクリティカルな資源について、生産国である中国は、資源を戦略的に武器化している。こうした状況を踏まえ、資源のリサイクルを進めていく必要がある。ただし、有害性が指摘される有機フッ素化合物（PFAS）を含む太陽光発電設備のリサイクルは、極力行わない考えである。

説明を聴取した後、質疑を行った。有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の厳格な解釈に基づく規制が、日本が推進する都市鉱山に係る同志国間でのサプライチェーンの構築の障害となっていることから、EUにおいても対応を検討願う旨の意見については、特定の規制対象に係る輸出入については例外的に認められている。他方、電気・電子機器廃棄物については、日本以外の国から流出が生じていることから、EUは規制を強化する方向である旨、サーキュラーエコノミーの推進により生じる既存ビジネスとの摩擦の解消策については、既存ビジネスの労働者が新たなビジネスの技術を学べるリスクリングを支援していくこと等が考えられる旨、リサイクルによって生じるコスト高の問題については、サーキュラーエコノミーにより競争力を取り戻すことができ、現在イタリアのドラギ前首相がリサイクル原料等の減税改正案を取りまとめている旨、回答があった。

（三）欧州議会

議員団は、欧州議会を訪問し、クリステル・シャルデモーゼ副議長と日・EU協力等について意見交換を行った。概要は次のとおり。

シャルデモーゼ副議長から、本年六月まで欧州議会の対日交流議員団団長として活動する中で、安全保障や気候変動、持続可能社会、少子高齢化等の問題について、欧州と日本は価値観を共有していることを学んだ。これらを背景として、共通の課題に対し、対話を通じて解決に取り組んでいきたい。十一月に控える米国大統領選には関心や懸念を有しているが、欧州と日本は、基本的に同じ姿勢で結果を受け止め、対処していくと信じている等の発言があった。

その後、議員団から、ジュネーヴ諸条約に基づく文民保護のための特殊標章の啓発に向け、日・EU間で協力を進めていきたいとの意見を述べたところ、特殊標章が同条約に由来することは知らなかった。同条約の歴史的な文脈やその内容は

今にいかされるべきであり、人々に広く伝えていくことは意義がある旨、回答があった。

（四）欧州対外活動庁

欧州対外活動庁は、国家の外務省に相当するEUの機関で、外務大臣に相当するEU外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副委員長を補佐するとともに、域外国との外交関係を管理し、EUの外交・安全保障政策を遂行している。また、国連と協調して人権を擁護し、欧州委員会とともに自由で公正な貿易、国際的な経済・金融危機対策を推進するなど、EUにおいて重要な役割を果たしている。

議員団は、同庁を訪問し、ニクラス・クヴァンストロム・アジア太平洋総局長等から、インド太平洋地域情勢、日・EU協力等について説明を聴取した。概要は次のとおり。

インド太平洋地域におけるEUのパートナーの中で、日本とは最も緊密な関係を築いている。デジタル・トランスフォーメーションやグリーン・トランジション等の分野においても協力をより深めていきたい。

東シナ海、南シナ海及び台湾海峡の情勢は、欧州経済に影響を与えるとともに、欧州の安全保障と連動していることから注視している。また、力による一方的な現状変更を認めることはできない。

東南アジアや太平洋等のグローバルサウス諸国の中には、民主主義や地政学上の課題に直面する国があり、連結性の強化や透明性の向上等が課題となっている。日・EUは、こうした課題の解決に向け、情報交換等を通じた協力を進めていく必要があり、それは可能だと考えている。

北朝鮮については、日本が北朝鮮の動向を脅威として捉え、深刻な懸念を抱いていると理解している。韓国については、日韓首脳間の対話を通じ、関係改善が進んでいると認識している。EUとしても歓迎しており、前向きな支援のための協力を惜しまない。

今後五年間の日・EU関係は、非常にエキサイティングだと確信している。安全保障上のパートナーシップの構築や日・EU関係の記念行事等が想定される。また、日本のソフトパワーや歴史は、日本にとっての強みであり、EUとしては、そうした分野でもパートナーシップを深めていきたい。

説明を聴取した後、質疑を行った。EUから見た日本の魅力や強みについては、新技術の開発等の共通の課題について、不公平な競争条件ではなく、公平なアプローチで連携して取組を推進できること等が挙げられる旨、中国にどのように対処するかについては、日・EUは同様の取組をしている。EUは中国をパートナーであり、競争相手であり、体制上のライバルとして認識している。台湾は引き続き重要なパートナーであり、EUの「一つの中国」政策の中で関係が発展している旨、文民保護のための特殊標章の啓発に向け、日・EU間で協力を進めてい

きたい旨の意見については、戦争が生じると大きなコストが発生することから、特殊標章の重要性を理解する旨、回答があった。

（五）蘭語系ブリュッセル自由大学

蘭語系ブリュッセル自由大学（VUB）は、一八三四年に設立されたブリュッセル自由大学が一九七〇年に仏語系と蘭語系に分離したことで独立した組織として成立した。VUB附属の安全保障・外交・戦略研究所（CSDS）は、安全保障及び外交戦略の分野における学術機関と政策シンクタンクを兼ね備えた研究機関として、学界だけでなく、EUやNATOからも高い評価を受けている。また、日本との関係では、二〇二〇年から二〇二二年の間、国際交流基金の支援により、現代日本理解プログラムを実施するとともに、二〇二一年にはジャパンチェアが設置された。

議員団は、VUBを訪問し、カレル・デ・グフトVUB附属ブリュッセル・スクール・オブ・ガバナンス（VUB-BSOG）所長、ルイス・シモンVUB-CSDS所長等から、欧州の安全保障情勢等について説明を聴取した。概要は次のとおり。

VUB-CSDSは、ウクライナにおける戦争に関するレポートを作成した。このレポートでは、戦争の今後のシナリオとして、ウクライナの勝利、ロシアの勝利、戦争の長期化及び領土割譲による和平実現の四つを提示し、シナリオごとに世界のパワーバランス、米中関係、地域を越えた協力等への影響について分析している。

ウクライナ支援の意義には様々な見方がある。米国のトランプ前大統領を支持する論者の一部は、ウクライナ支援に注力すれば、アジア太平洋において抑止が弱まるトレードオフが生じると主張する。これに対し、バイデン大統領は、グローバルな秩序の維持という原則の問題であると訴えている。

ロシアは従来、小規模な紛争を繰り返してきた。二〇一四年のロシアによるクリミア半島の一方的な併合もその範囲内と考えている。他方、欧州では、現在のウクライナにおける戦争を一種の代理戦争と位置付ける見方もある。

ウクライナは、ロシア領内に対して直接攻撃を開始した。その意図については、ロシアに交渉を促すためとの見方があるが、プーチン大統領にその余地が全くないことが明らかとなった。ウクライナは、戦争の出口の展望が描けない状況に陥っている。

ウクライナにおける戦争を通じて、欧州は、弾薬の備えが不足していることが明らかとなった。従前は、弾薬の生産は韓国等の他国にアウトソーシングして調達すればよいと考えていた。今後は、欧州域内での生産を目指すのが、実現には十年ほどを要するだろう。また、我々は、権威主義国家のように防衛産業に対して弾薬の生産を命令することはできず、また、防衛産業の経営にも配慮する必要がある。

あることから、防衛産業に対する中長期的なコミットメントを考えていかなければならない。

説明を聴取した後、質疑を行った。二〇一四年のロシアによるクリミア半島の一方的な併合がキーポイントとならなかった理由については、重要拠点であるクリミア半島を併合すれば、ロシアがこれ以上加速することはないとの希望的観測を持ったことが理由で、現在我々は十年前のツケを払っている旨、文民保護のための特殊標章の啓発に向けた日本との協力については、非常にクリエイティブな提案と受け止めた。特殊標章がグローバルレベルに達するまで時間を要するだろうが、新たなツールとして活用していくことは重要と考える旨、回答があった。

(六) その他

議員団は、在ベルギー日本国大使館(北大西洋条約機構日本政府代表部を兼轄)及び欧州連合日本政府代表部から現地情勢についてブリーフィングを受けるとともに、在留邦人(日本人会、Japan Business Council in Europe(日系企業から構成され、欧州の政策立案への貢献を掲げる団体))と現地の社会・経済事情、ビジネス環境等について意見交換を行った。また、EU展示場において、欧州統合の歴史や欧州議会に係る展示物を視察した。

四、終わりに

今般の議員団のフィンランド及びベルギー訪問では、ロシアによるウクライナ侵略以降の欧州の安全保障情勢や民間防衛に係る取組等に関し、政府当局、国際機関関係者、議会関係者、有識者等との意見交換等を通じて様々な知見を得るとともに、欧州と東アジアの安全保障は不可分であることから、日欧間の協力の推進が重要であるとの認識を共有することができた。また、フィンランドにおいて説明を聴取した、国民が安全保障に対する理解を深めるとともに、分野横断的な相互理解促進の機会を提供する「国防に関する研修」や、国家に広く影響を及ぼすリスクを特定し、社会の重要な機能への影響を評価する「リスク・アセスメント」からは、日本における安全保障に係る国民の理解促進や関係者の合意形成の在り方を考える上で、多くの示唆が得られた。さらに、公的セクター、自治体、民間、NGO、第三セクター等の社会の各セクターが各々役割を担う「包括的安全保障モデル」の仕組み、そして、その考え方を国民の各層に浸透させるためには、小さい頃からの教育の在り方が重要な役割を果たすことを学んだ。加えて、ウクライナ侵略やイスラエルとパレスチナとの紛争等において民間人を含む多数の死傷者が発生する中、文民保護のための特殊標章の啓発活動を含む国際人道法の遵守の徹底に向けた活動のための協力について、訪問先の関係者との間で意見が一致したことは、法の支配を重視する日本にとって大きな成果と考える。そして、冷戦後の平和と安定を支えた国際秩序に公然と挑戦する動きが顕在化する中、法の支配や民主主義、人権等の基本的価値や原則を共有するフィンランド及びE

Uにおいて、議員同士による率直な意見交換や積極的な問題提起等を通じ、共通の課題について認識を共有し、相互の理解を深め、協力の一層の推進を確認できたことは、非常に大きな収穫であった。

最後に、今回の調査に際し、在外公館を始め、多くの関係者の皆様に多大なる御協力を頂いたことにつき、心から感謝の意を表する次第である。